

令和4（2022）年度

朝霞市一般廃棄物処理実施計画

朝 霞 市

令和4（2022）年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画 目次

第1 実施計画策定の趣旨	1
第2 朝霞市一般廃棄物処理実施計画	1
1 ごみ処理	1
(1) 処理計画量等の見込み	1
2 施策・取組	7
(1) 排出抑制計画（リデュース・リユース）	8
(2) 再資源化計画（リサイクル）	10
(3) 収集・運搬計画	12
(4) 中間処理計画	14
(5) 最終処分計画	14
(6) 災害廃棄物処理計画	15
3 生活排水	15
(1) 下水道施設の整備	15
(2) 下水道の普及と適切な維持管理	15
(3) 合併処理浄化槽の設置推進	15
4 し尿及び浄化槽汚泥	16
(1) 収集・運搬計画	16
(2) 中間処理計画	16
(3) 最終処分計画	16
5 その他	17
(1) 市で収集・処理しないごみ	17
(2) 市で処理する事業系一般廃棄物	18

第1 計画策定の趣旨

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な令和4（2022）年度の事業について定めたものです。

第2 朝霞市一般廃棄物処理実施計画

1 ごみ処理

(1) 処理計画量等の見込み

表2-1-1：令和4（2022）年度見込量

家庭ごみ（集団回収を除く）	30,953t
事業ごみ	6,901t
集団回収	1,451t
総排出量	39,305t
生活系ごみ1人1日排出量 ※人口：143,675人（R3.12.1人口）で算出	590g/日
リサイクル率	27.5%
再生利用率	33.7%

※例年のごみ排出量の推移から算出

表2-1-2：ごみ処理施設別の処理方法及び見込量

施設名	ごみの区分	処理方法	見込量
ごみ焼却処理施設	燃やすごみ	焼却処理	28,586t
粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ	破碎選別	1,290t
	粗大ごみ		1,664t
あき缶資源化施設	資源ごみ（かん）	選別圧縮	430t
プラスチック類処理施設	プラスチック・ペットボトル	選別圧縮	2,293t
合 計			34,263t

※ごみ焼却処理施設の見込量は、粗大ごみ処理施設で発生した木くず込み

※粗大ごみ処理施設の見込量は、プラスチック処理施設で手選別されたプラスチック込み

表2-1-3：ごみ処理施設で処理できない不適燃焼物の処理方法及び見込量

品 目	搬入先	処 理 方 法	見込量
布団・マットレス	一般廃棄物処理業者	破碎・選別後、資源回収 焼却処分	180t

表 2-1-4 : 中間処理後の残渣物の「再資源化処理」方法及び見込量 (資源化量)

品 目	搬 入 先	処 理 方 法	見込量
廃プラスチック等※1 軟質プラスチック※1	(株)エコ計画 (寄居町、嵐山町)	焼却 (熱利用)	1,370.00t
	オリックス資源循環(株) (寄居町)	熱分解ガス化改質	700.00t
	(有)築館クリーンセンター(栗原町)	再生砕石資源化	300.00t
容器包装プラスチック※2	容器包装リサイクル協会指定事業者	容器包装リサイクル協会指定	600.00t
びん(無色・茶色・その他)※3			990.00t
ペットボトル※4			400.00t
不燃物※5	オリックス資源循環(株) (寄居町)	熱分解ガス化改質	15.00t
スプレー缶・ライター※6	一般廃棄物処理業者	破碎後の金属の再資源化	40.00t
残渣ペットボトル※7	資源物売払い業者	再資源化	133.00t
新聞			479.00t
雑誌・雑がみ			1,251.00t
布類			591.00t
ダンボール			1,348.00t
かん			403.30t
紙パック			2.00t
アルミガラ			26.60t
磁性物			600.00t
自転車			58.00t
コート・ステンレス類・鉄くず			31.30t
乾電池・蛍光管			9.90t
携帯電話			0.16t
廃家電			1.00t
小型家電、バッテリー等			国認定事業者
合 計			9,351.26t

※1 プラスチック類処理施設から発生する軟質プラスチック及び粗大ごみ処理施設で破碎選別された可燃性残渣(廃プラスチック)で、クリーンセンターでは処理できないもの。

※2, 3, 4 容器包装リサイクル法対象の品目。

※5 粗大ごみ処理施設で破碎選別された不燃物残渣で、クリーンセンターでは処理できないもの。

※6 粗大ごみ処理施設で選別されたクリーンセンターで処理できないスプレー缶・ライター。

※7 容器包装リサイクル協会の基準に適合しないペットボトル。

表 2-1-5 : 焼却灰(主灰、固化灰・飛灰)の再資源化処理方法及び見込量

品 目	搬 入 先	処 理 方 法	見込量
主灰・飛灰	太平洋セメント(株) (熊谷市)	セメント原料化	410 t
主灰	ツネイシカムテックス(株) (寄居町)	人工砂化	1,190 t
	渡辺産業(株) (栃木県日光市)	再生砕石資源化	640 t
固化灰	(有)築館クリーンセンター (宮城県栗原市)	再生砕石資源化	200 t
合 計			2,440 t

表 2-1-6 : 家庭系一般廃棄物の収集形態及び見込量

収集日による区分		収集形態	収集頻度	収集場所	搬入先	見込量
燃やすごみの日		委託収集	週 2 回	ごみ集積所	クリーンセンター	20,372.00t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	277.00t
ツみ燃 く・や 資プ 源ラ な のス い 日チ ご	燃やせないごみ	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,273.73t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	1.27t
	プラスチック資源	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,760.00t
資源 の 日	新聞	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	479.00t
	雑誌・雑がみ	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	1,251.00t
	布類	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	591.00t
	ダンボール	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	1,348.00t
	びん	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,020.00t
	かん	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	430.00t
	ペットボトル	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	533.00t
	紙パック	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	2.00t
粗大ごみ		委託収集	随時	各戸収集	クリーンセンター	310.00t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	1,305.00t
ごみ排出量計			—	—	—	30,953.00t
集団回収		—	—	—	資源再生業者	1,451.00t
合 計			—			32,404.00t

※一時的多量ごみ(20kgを超えるごみ)は、ごみ排出時の指示事項(分別方法)に従って分別し、クリーンセンターに直接搬入又は市の許可業者に収集運搬を依頼。

※動物死体収集:飼い主が不明な動物死体(無料)は、市が収集を実施する。ペットの死体(有料)は、飼い主が自らクリーンセンターに持ち込むか、市が収集する。

※家庭ごみ訪問収集:日常生活によって発生する一般廃棄物を自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を実施する。(燃やすごみ含む)

※小型家電:市内公共施設(市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所)で、ボックス回収を行う。その他、使用済み小型家電製品の回収を促進するため、使用済み小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者により、宅配便を利用した使用済みパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

※パソコン:クリーンセンターに直接持込を行うか、「資源有効利用促進法」により、メーカー等へ回収を依頼してもらう。その他、使用済み小型家電製品の回収を促進するため、使用済み小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者により、宅配便を利用した使用済みパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

表 2-1-7：事業系ごみの収集形態及び見込量

ごみの区分	収集形態	搬入先	見込量
燃やすごみ	許可業者	クリーンセンター	6,395.00t
	直接搬入		442.00t
燃やせないごみ	許可業者		0t
	直接搬入		15.00t
粗大ごみ	許可業者		0t
	直接搬入		49.00t
クリーンセンター搬入量 合計			6,901.00t
燃やすごみ	許可業者※1	オリックス資源循環(株)寄居工場	96.00t
	許可業者※2	JRS	6.00t
	許可業者※3	北進重機(株)	5,160.00t
	許可業者※4	アイルクリーンテック	6.00t
	許可業者※5	大村商事(株) (処分業)	344.00t
	許可業者※6	太誠産業(株)	17.00t
	許可業者※7	(株) J バイオフードリサイクル	6.00t

※1 (株)本田技術研究所：紙くず及び動植物性残さを、オリックス資源循環(株)寄居工場搬入します。

※2 東武ストア：食品廃棄物を所沢市の民間堆肥化施設へ搬入します。

※3 (株)グリーンエコ・大村商事(株)：木くずを群馬県渋川市の民間堆肥化施設へ搬入します。

※4 西友朝霞根岸店：食品廃棄物をアイルクリーンテックへ搬入します。

※5 市内・市外事業所：食品廃棄物、剪定枝、刈草を大村商事(株)の堆肥化施設（一般廃棄物処理業（処分）許可業者）へ搬入し、堆肥化します。

※6、7 ローソン：食品廃棄物を横浜市内のリサイクル施設へ搬入します。

表 2-1-8 : 朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧 (収集運搬)

業 者 名	所 在 地	業 種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	ごみ
片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作 5-18	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	ごみ
株式会社東日本サービス	さいたま市見沼区染谷 1-317	ごみ
有限会社野島商事	新座市本多 1-6-7	ごみ
株式会社木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	ごみ
太誠産業株式会社	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル 4F	ごみ
有限会社志木リサイクル	志木市中宗岡 5-14-27	ごみ
有限会社丸松産業	新座市大和田 2-231-1	ごみ
株式会社ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	ごみ
株式会社グリーンエコ	朝霞市大字上内間木 544-1	ごみ
北進重機株式会社	群馬県渋川市川島 1839-1	ごみ
栗原興業株式会社	朝霞市泉水 3-2-3	ごみ

※許可有効期間

- ・令和 4 (2022) 年 4 月 1 日～令和 6 (2024) 年 3 月 31 日
 (株)アシスト、片山商事(株)、片山商事(株) (旧東武清運)、大村商事(株)、(株)勤労衛生、
 (株)東日本サービス、(有)野島商事、(株)木下フレンド、大誠産業(株)
- ・令和 3 (2021) 年 4 月 1 日～令和 5 (2023) 年 3 月 31 日
 (株)グリーンエコ、北進重機(株)、(有)志木リサイクル、(有)丸松産業、(株)ヤマキ、
 栗原興業(株)

※(株)グリーンエコは、剪定枝等に限る。北進重機(株)は、(株)グリーンエコ、大村商事(株)からの受け入れに限る。

表 2-1-9 : 朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧 (処分業)

業 者 名	所 在 地	業 種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ

※許可有効期間：令和 4 (2022) 年 4 月 1 日～令和 6 (2024) 年 3 月 31 日

表 2-1-10 : 焼却灰の最終処分(埋立) 搬入先及び見込量

品目	搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
主灰	埼玉県環境整備センター (寄居町)	268,000 m ²	1,930,000 m ³	R13年3月	220t
固化灰	(株)ウィズウェイストジャパン (青森県三戸町) ※ナリコー分(15t)込	83,200 m ²	1,664,200 m ³	R20年3月	485t
主灰 固化灰	ジークライト(株) (山形県米沢市)	111,804 m ²	4,120,082 m ³	R20年12月	282t
合 計					987 t

表 2-1-11 : 不燃物の最終処分 (埋立) 搬入先及び見込量

最終処分搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
埼玉県環境整備センター (寄居町)	268,000 m ²	1,930,000 m ³	R13年 3月	100 t
ジークライト(株) (山形県米沢市)	111,804 m ²	4,120,082 m ³	R20年12月	20 t
合 計				120 t

※不燃物とは、粗大ごみ処理施設で破碎選別された後の不燃残渣

表 2-1-12 : 廃プラスチック焼却処分・埋立搬入先及び見込量

焼却処分搬入先	最終処分 (埋立) 搬入先	見込量
(株)ナリコー (千葉県成田市)	(株)ウィズウェイストジャパン (青森県三戸町)	100t

※廃プラスチックとは、粗大ごみ処理施設で破碎選別された可燃性残渣 (廃プラスチック) で、クリーンセンターでは処理できないもの。

2 施策・取組

	施策の区分	施策の項目	
		家庭ごみ	事業ごみ
(1)	排出抑制計画 (リデュース・リユース)	(ア) 生ごみ減量化の推進 (イ) 市民への意識啓発 (ウ) 環境教育の充実 (エ) 啓発イベントの実施 (オ) 再使用・再資源化の促進 (カ) 店頭・販売店回収の促進 (キ) 家庭ごみ有料化の検討	(ア) 生ごみ減量化の推進 (イ) 事業者への意識啓発 (ウ) ごみの減量・再資源化事業の検討 (エ) 小規模事業者に対する適正排出の推進 (オ) 製造事業者等の責任の確立
(2)	再資源化計画 (リサイクル)	(ア) 分別排出の徹底 (イ) 集団資源回収活動の促進 (ウ) 小型家電品の再資源化 (エ) 学習機会の提供 (オ) 紙類の再資源化の促進 (カ) 生ごみの再資源化の促進 (キ) 再生品の利用促進	(ア) 実地検査・指導の推進 (イ) 紙類の再資源化の推進 (ウ) 関係情報の収集・提供 (エ) 生ごみ再資源化の推進
(3)	収集運搬計画	(ア) 分別の徹底 ①ごみ集積所の管理 ②収集業務の向上 ③事業ごみ排出の適正化 ④高齢者・障がいのある方への支援	(イ) ごみ排出マナーの向上 (ウ) 安全管理の徹底
(4)	中間処理計画	①安全・適正な維持管理 ②計画的な施設整備 ③新技術の情報収集 ④広域処理の検討	
(5)	最終処分計画	①最終処分場の確保 ②最終処分場の延命化 ③最終処分とリサイクル処理の現地調査・確認 ④自然環境への負荷の低減	
(6)	災害廃棄物処理計画	①被災時の処理体制の構築 ②支援体制の確保	

(1) 排出抑制計画（リデュース・リユース）

令和元年度は総排出量が増加、市民1人1日あたり排出量も増加に転じ、令和2年度はコロナ禍により一層ごみ量が増加しています。ごみ排出量を減らすためには、市民のごみ減量・適正分別・食品ロス削減に対する意識を高めることが必要であることから、環境教育を充実し自主的な活動を促進していきます。また、資源物の回収など再使用・再資源化を促進し、廃棄物の抑制に努めます。

○令和4（2022）年度重点施策

①家庭ごみ〔表2-2-1〕

(イ) 市民への意識啓発

- ・ごみ排出量の状況、ごみ処理の現状や取組の情報を発信
- ・環境月間、3R推進月間、食品ロス削減月間、分別キャンペーン月間
- ・プラスチックごみの適正排出

(ウ) 環境教育の充実

- ・3R推進団体事業

②事業ごみ〔表2-2-2〕

(イ) 事業者への意識啓発

- ・事業ごみ削減キャンペーンやホームページ等を活用し、事業ごみ減量・再資源化の情報を発信
- ・小規模事業者への適正排出の啓発
- ・事業者へ「食品ロスの削減の推進に関する法律」を啓発
- ・大規模事業所の立入調査

○主な取組

① 表：2-2-1 家庭ごみ

施 策	内 容
(ア) 生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減推進（家庭での生ごみ減量）、生ごみ水切り推進 ・店頭啓発活動や環境月間での、水切りネット配布 ・賞味期限内不要食品の回収及び配布
(イ) 市民への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ、店頭啓発活動、環境月間、3R推進月間、分別キャンペーン等を活用し、ごみ排出量・ごみ処理の現状（1人あたり年間処理費用等）を発信 ・プラスチックごみの適正な分別、排出やマイバッグ利用促進等による啓発 ・迅速な情報提供や市民相互の情報交換のため、各種情報端末の活用方法の調査研究 ・外国人居住者や単身世帯への適正な分別・排出の啓発
(ウ) 環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等との協働3R推進事業として、小学校4年生から6年生向けの講座を実施。 ・クリーンセンターの見学者への説明内容を再検討

施 策	内 容
(エ) 啓発イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者との協働による店頭での啓発活動の実施 ・環境月間、3R推進月間、分別キャンペーン等での啓発
(オ) 再使用・再資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等を活用し、再使用、再資源化の情報を発信 ・可燃ごみに混入している資源物（缶、雑がみなど）の状況や、分別によるリサイクルについて情報提供 ・家具類の再生販売及びリサイクルショップの運営 ・外国人居住者への適正な分別の啓発
(カ) 店頭・販売店回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブルびんの普及やデポジット制度の調査研究 ・店頭での資源物（食品トレイやペットボトル等）回収の促進。ホームページや店頭啓発活動、広報などで利用を促進
(キ) 家庭ごみ有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体での有料化の動向の把握、導入団体における効果の検証

② 表2-2-2：事業ごみ

施 策	内 容
(ア) 生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量化に有効な取組（食品ロス削減策等）の情報収集及び事業者への情報提供 ・ホームページ、広報、事業ごみ削減キャンペーンや大規模事業所現地調査による食品残渣の減量、リサイクル推進 ・市内飲食店舗へ、埼玉県「彩の国エコぐるめ事業」の推進
(イ) 事業者への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターにおける搬入ごみ展開検査の実施（新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮） ・事業ごみ削減キャンペーンやホームページ、食品ロス削減月間等で、事業ごみの発生状況・減量・再資源化の啓発 ・大規模事業所の現地調査において、ごみ減量の助言・指導 ・市内事業者へ減量の啓発 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」の啓発 ・市内事業者への、ごみ処理に関する自発的な取組ができるような体制の検討（新たな施策の検討：先進地での、優良排出事業者への表彰制度などの手法。効果を調査・検討） ・イベント等での廃棄物排出抑制の啓発

(ウ) ごみの減量・再資源化事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収ボックス設置店の増加促進 ・先進的な排出事業者の減量啓発手法・減量方法調査
(エ) 小規模事業者に対する適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごみの排出量が少ない小規模事業者に対する適正排出の徹底を図るため、有効手段の情報収集及び調査研究 ・市内小規模事業者の適正排出指導
(オ) 製造事業者等の責任の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者等に対する製品の廃棄後の適正処理及び再資源化の責務に関する法的整備を国や関係機関に要望

(2) 再資源化計画（リサイクル）

可燃ごみに混入する雑がみ・金属類の分別排出の徹底及び集団資源回収の登録団体増加、回収量の増加に引き続き取組みます。再資源化等についての理解を深めていただくため、各種講座の開催、クリーンセンター見学会を実施します。事業者へは、一般廃棄物減量等計画書に基づく実地調査で再資源化の取組、分別・処理方法等を指導します。また、ごみ組成で厨芥類が多いことから、食品残渣の再資源化に関する情報や「食品ロスの削減の推移に関する法律」について啓発し、再資源化を促進します。

○令和4（2022）年度重点施策

①家庭ごみ [表2-2-3]

(ア) 分別の徹底

- ・分別パンフレット、集積所用分別看板の配布
- ・広報、ホームページ、3R推進月間、環境月間等による適正な分別の啓発
- ・分別キャンペーンによる啓発
- ・可燃ごみに混入している雑がみ・金属類の分別徹底
- ・転出入の多い単身者への分別徹底
- ・外国語パンフレットや外国語版集積所掲示板、やさしい日本語チラシ等での啓発
- ・リチウムイオン電池やスプレー缶、注射針などの適正排出の啓発

(イ) 集団資源回収活動の促進

- ・店頭での啓発活動や、集合住宅の管理組合などへ制度の啓発
- ・登録団体の増加

②事業ごみ [表2-2-4]

(ア) 実地検査・指導の推進

- ・大規模事業所への実地調査の実施
- ※再資源化の推進、適正分別の指導

(イ) 紙類の再資源化の推進

- ・古紙再生事業者の紹介
- ・適正な分別の推進

(エ) 生ごみ再資源化の推進

- ・大規模事業所実地調査による再資源化促進

- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」の啓発
- ・市内飲食店へ「食べきりの促進、食べ残し料理の「持ち帰り」は消費者の自己責任の範囲で」の推進

○主な取組

① 表 2-2-3 : 家庭ごみ

施 策	内 容
(ア) 分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別パンフレット、集積所用分別看板の配布 ・広報、ホームページ等による適正な分別排出の啓発 ・分別キャンペーン月間として、適正な分別について推進（雑がみの分別徹底や電池類やスプレー缶などの適正排出の啓発） ・職員によるごみ集積所分別監視パトロールで、直接指導を実施（訪問、パンフ、チラシ配布） <p>※特に転出入の多い単身者、外国人への分別排出の啓発</p>
(イ) 集団資源回収活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収活動の認知度を高めて登録団体数の増加を図るため、店頭啓発活動、マンション管理組合へ制度周知
(ウ) 小型家電品の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者の動向や、引取り条件などを踏まえ、効果的な再資源化を調査研究 ・広報やホームページ等で事業を啓発 ・適正な分別排出の推進
(エ) 学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ企画運営協議会との協働による各種講座の開催 ・市民等からの要望による、あさか学習おとどけ講座、クリーンセンター見学会（少人数）を実施
(オ) 紙類の再資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみへ混入している、再生利用可能な紙類（特に雑がみ）の適正分別を啓発 ・集団資源回収制度の推進
(カ) 生ごみ再資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び調査研究、ホームページ等による情報提供の調査研究（キエーロなど） ・普段からできる食品ロス削減の推進
(キ) 再生品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等でリサイクルショップ、リサイクル家具類販売事業に関する情報を提供（プラザ）

②表 2-2-4 : 事業ごみ

施 策	内 容
(ア) 実地検査・指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業系一般廃棄物減量等計画書」に基づく実地調査による、リサイクル推進の助言・指導（食品ロス・古紙等）
(イ) 紙類の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類の再資源化ルートに関する情報収集、事業者への情報提供、啓発 ・適正な分別の推進 ・事業者へ、許可業者、古紙問屋の紹介

施 策	内 容
(ウ) 関係情報の収集・提供	・ ホームページ、現地調査等による、再資源化情報の発信
(エ) 生ごみ再資源化の推進	・ 事業者に対する生ごみの再資源化の啓発、大規模事業所の実地調査による再資源化促進 ・ 食品廃棄物の排出事業者への食品リサイクル法に関する啓発、指導 ・ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の啓発

(3) 収集・運搬計画

収集、運搬作業の効率化、事故防止等のため、収集業者と定期的に調整会議を開催します。事業者へ適正排出の指導、啓発を実施します。
高齢者や障がいのある方へは、関係機関と連携し家庭ごみ訪問収集制度を実施します。

○令和4(2022)年度重点施策 [表2-2-5]

① ごみ集積所の管理

(ア) 分別の徹底

- ・ 適正な分別排出ルールを啓発するため、再資源化の現状や、危険物（リチウムイオン電池、注射針等）、異物、プラスチック資源に汚れたものが混入している状況を、広報やホームページ、啓発活動
- ・ 外国人へ適正なごみ分別を啓発するため、外国語版の集積場掲示板・分別パンフレット・やさしい日本語のチラシ配布
- ・ 警告シールによる、不適正分別ごみ排出者への注意
- ・ 全転入者へ、分別パンフレットを配布
- ・ 市内大学へ、分別パンフレットを配布

(ウ) 安全管理の徹底

- ・ スプレー缶や電池類（リチウムイオン電池など）などの有害ごみの適切な排出方法の啓発

② 収集業務の向上

- ・ 収集・運搬作業の効率化、事故防止等のため、収集業者と定期的に調整会議を開催するとともに、意見交換を実施します。

○主な取組

表 2-2-5 : 集積所管理、収集運搬

施 策	内 容
<p>① ごみ集積所の管理</p> <p>(ア) 分別の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底、排出ルール、再資源化の状況、異物や汚れたものの混入状況を広報やホームページ等で情報発信 ・ ごみ分別容器, クリーンネット、ペットボトル用ネットの貸出し ・ ごみ集積所監視パトロールの実施 ・ 外国語パンフレット、外国語版集積所掲示板、やさしい日本語チラシの配布 ・ プラスチック資源物などの不適切な排出状況について周知し、リサイクル向上を図る。
<p>(イ) ごみ排出マナーの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な分別や不法投棄対策の集積所看板の配布、集積所監視パトロールの実施 ・ 集合住宅集積所の排出マナー向上のため、管理会社・不動産会社等と連携して住民へ啓発 ・ 関係機関との連携による不法投棄対策の実施 ・ クリーンネットの適正な使用について啓発
<p>(ウ) 安全管理の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物による感染防止のため、注射針等の適正な廃棄に関する啓発 ・ 在宅医療廃棄物における感染の恐れがある注射針等廃棄に関する適正処分の啓発 ・ スプレー缶、パソコン、スマートフォン、携帯電話等のリチウムイオンバッテリーを含む電子機器やリチウムイオンバッテリーなどの電池類の有害ごみの適切な排出方法の啓発
<p>② 収集業務の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集作業の効率化や事故防止等のために、収集業者と定期的な調整会議を実施 ・ 効率的な収集体制の検討
<p>③ 事業ごみ排出の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積所への事業ごみ排出防止指導 ・ 現地調査等による適正排出の指導 ・ 先進自治体等による、事業ごみの有料ごみ袋制度の手法・効果の調査
<p>④ 高齢者・障がいのある方への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、家庭ごみ訪問収集制度の実施、啓発

(4) 中間処理計画

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設及びプラスチック類処理施設が円滑に稼働するよう定期保守管理及び緊急時の適切な対応を実施します。

○令和4（2022）年度重点施策

① 安全・適正な維持管理 [表2-2-6]

- ・定期的な点検、清掃、補修整備等の実施により処理設備の安定的な稼働を図ります。

○主な取組

表2-2-6：施設維持管理

施 策	内 容
① 安全・適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の実施 ・ごみ処理量の変化に対応した効率的で効果的な運転管理計画の策定と実施 ・事故のない安全で適正な維持管理の実施
② 計画的な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の延命化と安定稼働を図るためのごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の定期補修工事の実施 ・資源化施設の定期検査に基づく設備・機器の補修工事・修繕の実施
③ 新技術の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の効率化、コスト削減のための再資源化技術や資源化ルートを有する事業者に関する情報収集

(5) 最終処分計画

市内には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体等に処分を委託していることから、ごみ減量化、再資源化を推進するとともに、最終処分地の現状及び動向を把握し、継続的に安定した最終処分ができるよう努めます。

○令和4（2022）年度重点施策

① 最終処分場の延命化 [表2-2-7]

- ・ごみ減量・再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図る。

○主な取組

表2-2-7：最終処分

施 策	内 容
① 最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が出したごみによる、環境への影響などを知ることにより、市民の意識を変えるための啓発として、最終処分を他自治体に委託している旨の情報を周知 ・埋立完了時期を考慮した、最終処分場の確保
② 最終処分場の延命化	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰のセメント原料化、人工砂原料化、路盤材化などの再資源化の推進 ・廃プラスチック残渣、軟質プラスチック、不燃残渣の再資源化の推進 ・再資源化技術の動向や再資源化事業者に関する情報収集

③最終処分場、リサイクル処理施設の現地調査・確認	・法令による現地確認の実施
④自然環境への負荷の低減	・減量に関する市民、事業者へ周知（現況、埋立量の減量、ごみを燃やすことによる環境への負荷）

(6) 災害廃棄物処理計画

被災時における廃棄物処理体制の構築を図ります。また、本市で対応困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づく処理の応援要請及び他団体への支援を求め、他団体から応援要請があった場合には、協定に基づき支援を実施します。

○令和4（2022）年度重点事業〔表2-2-8〕

① 災害廃棄物処理基本計画の策定を進める。

○主な取組

2-2-8：災害廃棄物

施 策	内 容
① 被災時の処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の予防保全、電源・水源の確保、被災時の処理体制等に関する調査研究 ・被災状況に応じた処理体制の構築 ・災害廃棄物の仮置場の確保 ・クリーンセンターにおける計画的な処理体制の構築 ・災害発生時のごみ処理における再資源化の推進
② 支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づく処理の応援要請及び他団体への支援 ・民間事業者との協議による被災時に必要な人員、機材の確保に関する調査研究

3 生活排水

(1) 下水道施設の整備

平成23（2011）年1月に市街化区域に編入した、旧暫定逆線引き地区（53.2ha）の公共下水道の整備の継続実施

(2) 下水道の普及と適切な維持管理

下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取り組みの推進

下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施

(3) 合併処理浄化槽の設置推進

単独処理浄化槽を設置している場合の合併処理浄化槽へ設置換えの推進

4 し尿及び浄化槽汚泥

(1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により実施

表 2-4-1 : 許可業者一覧

業者名	所在地	業種
大村商事株式会社	志木市下宗岡 2-18-20	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社 大和田支店	新座市大和田 4-11-10	し尿収集運搬業
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
有限会社大和清掃	和光市白子 3-21-14	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業

(2) 中間処理計画

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で広域的に適正処理

(3) 最終処分計画

し渣を志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理

5 その他

(1) 市で収集・処理しないごみ

法及び条例の規定により、下記の廃棄物・対象機器等は、市では収集・処理しないものとします。

表 2-5-1 : 市で収集・処理しないごみ一覧

区 分	事 例	処理方法
適正処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・石材、コンクリート、ブロック、レンガ、門扉、浴槽、タイル、洗面台、流し台、物置、畳、ピアノ、オルガン、エレキトーン、耐火金庫、ドラム缶、オートバイや自動車とその関連機器部品など 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店又は専門処理業者等への引取依頼
有害性のある物	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー、ペンキ、農薬、化学薬品など 	
危険性のある物	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ、消火器など 	
引火性のある物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油、灯油、ガソリンなど 	
著しく悪臭を発する物	<ul style="list-style-type: none"> ・人のし尿及び浄化槽に係る汚泥など 	
特別管理一般廃棄物（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有する廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジに含まれる PCB 使用部品 ・集じん施設によって集められたばいじん ・感染性一般廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱事業者又は専門処理業者等への引取依頼
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は、市の処理施設の機能に支障が生ずる物	<ul style="list-style-type: none"> ・農業系廃棄物、土砂・建築系廃棄物など 	
家電リサイクル法 該当家電	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンディショナー ・テレビジョン受信機（ブラウン管式又は液晶・プラズマ式） ・電気冷蔵（凍）庫（吸収式冷蔵庫、バルチエ素子方式冷蔵庫含む） ・電気洗濯機 ・衣類乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機器を購入又は同じ種類の製品を購入する家電小売店などに引取依頼 ・市の許可業者に依頼 ・排出者が指定引取場所へ持込み
資源有効利用促進法 対象品	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスプレイ（ブラウン管式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーなどの委託を受けた業者による個別回収 ・排出者が指定回収場所へ持込み
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタン電池 ・充電式電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者が電池を外して回収協力店のリサイクルボックス（缶）へ ※充電式電池で電池が外せない場合のみ袋に入れて集積所（有害ゴミ）へ

(2) 市で処理する事業系一般廃棄物

下記以外は産業廃棄物となり、市では処理しません。

※分別されてない廃棄物は受け入れません。

表 2-5-2 : 市で処理する事業系一般廃棄物一覧

種類	主なもの（具体例）、注意点		
資 源	紙 類	OA用紙	・コピー用紙など
		雑誌・雑紙	・雑誌、本、パンフレット、ノート、メモ用紙、包装紙、ビニールを取ったティッシュの空き箱など ※次のものは必ず取り除く。 金属類（金具、クリップなど）、布類（とじひもなど）、ゴム
		ダンボール	・ダンボール
		新聞	・新聞紙、折り込みチラシ
		紙パック	・牛乳パックなど ※内側が白色のもの
	布類	・衣料品、毛布、シーツ、タオルなど ※汚れていないもの	
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ※水分をしっかりと切る ・草木類 ※直径 5 cm未満、長さ 50 cm未満のものに限る ・写真、圧着はがき、感熱紙 ・匂いの付いた紙などのリサイクルできない紙類など 		
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の家具類、木（直径 10 cm未満）など ※長さ 180 cm未満のものに限る。 		

表 2-5-3 : 次の品目は、事業者が直接搬入し、少量である場合（従業員が飲食したものなどの事業活動に伴わないもの）の受入れ一覧

種類	主なもの（具体例）、注意点
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用などのペットボトル ※キャップとラベルは必ず取り、軽くすすぐ。
びん・かん類	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用などのびん・かん類 ※軽くすすぐ。
プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルのふた・ラベル ・お弁当・カップ麺などのプラスチック容器など ※1日 450 袋で 2 袋まで受け入れ可能

(3) SDGsについて



「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年の15年間に、国際社会が取り組む17のゴール(目標)、169のターゲットが掲げられています。

このうち本計画と関連する分野は以下のとおりです。

○関連する分野



ゴール(目標) No. 11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット

- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエント)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



ゴール（目標） No. 12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット

- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

○SDGsに関連した主な施策

- ・ごみの適正分別により、再生利用、減量（燃やすごみに混入している資源を適正に分別して資源化することにより環境負荷低減）
- ・食品ロスの削減
- ・事業所等での食品残渣の再生利用
- ・家具類の再生利用
- ・3Rの実践（不要なものは買わない、物を大切に繰り返し使う、分別を守り再資源化）など

市民、事業所、自治体3者で3Rを実施し、ごみの減量化を進めることで、No.11「住み続けられるまちづくりを」、No.12「つくる責任つかう責任」の目標達成をめざします。